

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 18	7
制定日 : 2006. 4. 1				

付属書 A

認証マークならびに認定シンボル管理規則

1. 目的

この付属書は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（JMASusC、以下当センターという。）の認証マーク、ならびに公益財団法人日本適合性認定協会（JAB、以下 JAB という。）の認定シンボルを適正に使用できるように、管理事項を定めたものである。

認定シンボルは、センターが認定された範囲内の認定結果だけの報告書又は証明書に引用することができる。また、当センターの報告書又は証明書の中に認定範囲外の審査・検証の結果及び下請負契約で行われた審査・検証の結果を含めることを JAB が認める場合の条件をこの規則に定める。

なお、JAB N410 の最新版は、この規則に引用されることによって、この規則の一部を構成する。

2. 識別

当センターの認証マークを認定シンボルと併用する場合には、その認証マークは認定シンボルとは明らかに異なることが識別できるものでなければならない。また、認定シンボルの位置と大きさ、及び当センターの認証マークの位置と大きさとの関係等に配慮しなければならない。

3. 非認定の審査・検証結果

当センターが、認定範囲外の審査・検証結果を含む報告書に認定されている旨を表示して発行する場合には、次の要求事項に適合しなければならない。

- a) 発行される報告書が非認定の審査・検証項目を含む場合であって、JAB の認定シンボルを使う場合には、認定シンボル近傍に非認定の審査・検証項目を含む旨及びその識別方法を記載し、認定項目と非認定項目を明確にすること。
- b) もしそれらの結果のすべてが非認定の審査・検証によるものである場合には、認定シンボルを使用してはならない。また、その報告書に認定に関するいかなる言及もできない（認定シンボルが印刷されている事務用品も含む）。

4. 報告書及び証明書の電送

データ又は報告書が依頼者に電送される場合には、誤送信に留意すること。

5. 妥当性確認・検証ラベル

5. 1 貼り付け

当センターは、認定シンボルを含むラベル（以下、「妥当性確認・検証ラベル」という）を、認定範囲内において、対象物に貼ることができる。

その場合、当センターは使用前に、個別に具体的内容について JAB の承認を得なければならない。

備考：妥当性確認・検証ラベルは、排出量及び削減量それ自体が認定されたかのような、又は JAB が排出量及び削減量を保証したかのような誤解を与えるものであってはならない。

5. 2 妥当性確認・検証ラベルは以下を全て含まなければならない。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 18	8
制定日 : 2006. 4. 1				

- a) 当センターの名称及び／又は認定番号
- b) 対象物の識別
- c) 審査・検証年月日
- d) 当センターが発行する審査・検証報告書への参照

備考： 妥当性確認・検証ラベルは、認証マークを含んでもよい。

6. 宣伝及び刊行物

当センター及び一般社団法人日本能率協会（JMA、以下 JMA という。）が、認定を受けているという地位に関する言及又は JAB の認定シンボルを、刊行物及び宣伝媒体（刊行物と宣伝物品にはパンフレットや広告だけでなく、ウェブサイト、名刺、技術書簡、業務報告書、身分証明書等を含む。）に表示する場合には、次の要求事項に適合すること。

なお、当センター又は JMA は認定シンボルを使用する場合、いかなる宣伝媒体であっても、その発行前に JAB の承認を得ること。

- a) 記載内容から解釈される審査・検証は認定の範囲内のもののみであって、その他のいかなる活動にも当センターが関わっているようなこととは解釈できないものであること。言及又は引用においてはどの審査・検証が認定されているかが明確に識別できること。ただし、下記 e) に従って名刺に認定シンボルを使用する場合は不要とする。
- b) 認定シンボル又は認定に関わる言及を、審査・検証サンプル、製品（又はその部分）に直接貼付する場合は、審査・検証それ自体が認定されたかのような暗示の可能性のある方法で使用しないこと。
- c) 認定シンボルは、審査・検証の結果、あるいはそれらの証明又は測定の結果から生じるいかなる意見又は見解に対しても JAB が責任を引き受けたかのごとく印象を与えるいかなる方法でも使用してはならず、又審査・検証が行われたサンプルあるいは審査・検証の声明書を JAB が認めたかのような印象を与えるいかなる方法でも使用しないこと。
- d) 認定シンボルがレターヘッド又は関連する事務用品に印刷された場合には、そのような事務用品は、審査・検証結果を報告するためには使用しないこと。
- e) 名刺に認定シンボルを使用する場合は、認定登録を受けた対象範囲に従事する者のみに使用できるものとする。

以上

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 18	9
制定日 : 2006. 4. 1				

付属書 B

審査検証結果の公表、認証マークならびに認定シンボル使用規則等

1. 目的

この付属書は、一般社団法人日本能率協会 サステナビリティセンター（JMASusC、以下当センターという。）の事業者が、審査検証結果の公表、当センターの認証マークならびに認定機関の認定シンボルを適正に使用できるように、必要事項を定めたものである。

なお、この付属書は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB、以下 JAB という。）の ISO14065 認定に基づく ISO14064-1,-2 に対する GHG 審査・検証に関して、当センターが発行する認証マークならびに認定シンボル等に関して適用する。

また、JAB N410 の最新版は、この規則に引用されることによって、この規則の一部を構成する。

2. 定義

2. 1 認証マーク

認証マークとは、事業者が、GHG 審査・検証機関である当センターによって認証されたことを示すために、当センターが交付するマーク。



2. 2 認定シンボル

認定シンボルとは、当センターが、JAB によって認定された GHG 審査・検証機関であることを示すために、JAB が交付するシンボル。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 18	10
制定日 : 2006. 4. 1				

3. 認証マーク使用の規則

事業者は、認証マークの使用に際しては、以下の事項を遵守する義務を負う。遵守されない場合には、当センターは、是正処置の要求、認証マークの使用禁止、違反の公表等の処置をとる。

3. 1 認証マークの使用条件

事業者は、認証マークを次のように使用することができる。

- (1) 事業者の会社案内書、ホームページ、パンフレット等、広報活動文書への印刷、貼り付け。
- (2) 事業者の名入り封筒、用紙等への印刷、貼り付け。
- (3) 事業者の車輛、社屋等の構造物、映像、電子媒体等への印刷、貼り付け。なお、認証マークを使用したことによって、その対象物（車輛、構造物、映像、電子媒体等）そのものの特性機能が保証されたとの誤解を与えないように、事業所名またはプロジェクト名に当該年度を明記すること。
- (4) 製品カタログ等の説明書における適切な使用。
- (5) 名刺への使用。ただし、対象事業所またはプロジェクトの範囲の業務に従事する者のみが使用できるものとする。
- (6) 事業者の製品の輸送時の大箱等への印刷、貼り付け。ただし、以下の全ての条件を満たすものに限る。
 - ①ダンボール製の外装等で、通常、最終ユーザーの手に渡らないと考えられるもの。
 - ②「(これは) 製品に与えられたマークではない」旨の明記。

3. 2 認証マーク使用上の制限

- (1) 事業者は、製品または製品の包装に認証マークを表示してはならない。
- (2) 事業者は、製品の機能等が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしてはならない。
- (3) 事業者は、審査・検証を受けた範囲外で認証マークを使用してはならない。
- (4) 認証マークの使用にあたっては、事業所名またはプロジェクト名に当該年度を記載した上で使用することとする。
- (5) マークの単独使用にあたっては、認証マークを使用することとする（認定シンボルのみの使用は不可とする）。
- (6) 試験所が行う試験・校正または検査・調査機関が行う検査・調査の報告書は、製品と見なされるため、認証マークをこれらの報告書に表示してはならない。

3. 3 認証マークの表示

- (1) 事業者は、「JAB N410 の最新版」の表示方法にしたがい、認証マークを表示しなければならない。
- (2) 認証マークを縮小または拡大して表示する場合には、上記（1）でロゴマークとして示された全ての部分を均一に、縮小または拡大しなければならない。
- (3) 当センターの認証マークを、JAB の認定シンボル、他の審査登録機関の登録マーク、もしくは事業者の使用するマークとともに使用する場合には、それぞれが同一の縮尺寸法で、かつ、それぞれが独立して識別できるように表示しなければならない。
- (4) 認証マークの印刷で使用する色は、「JAB N410 の最新版」に規則しているとおり、ロゴ部のみ、サブカラーとして、黒色、灰色、金色、銀色による印刷も可とする。

3. 4 認証マークの使用期間

- (1) 事業者は、当センターの審査・検証を受けた事業所ならびにプロジェクトの当該年度に対してのみ、認証マークを使用することができる。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 18	11
制定日 : 2006. 4. 1				

4. 認定シンボル使用の規則

事業者は、当センターが JAB によって認定された範囲において、JAB の認定シンボルを使用することができる。事業者は、認定シンボルの使用に際しては、以下の事項を遵守する義務を負う。遵守されない場合には、当センターは、是正処置の要求、認定シンボルの使用禁止、違反の公表等の処置をとる。

4. 1 認定シンボル使用条件

事業者は、認定シンボルを次のように使用することができる。

- (1) 事業者の会社案内書、ホームページ、パンフレット等、広報活動文書への印刷、貼り付け。
- (2) 事業者の名入り封筒、用紙等への印刷、貼り付け。
- (3) 事業者の車輛、社屋等の構造物、映像、電子媒体等への印刷、貼り付け。なお、認定シンボルを使用したことによって、その対象物（車輛、構造物、映像、電子媒体等）そのものの特性機能が保証されたと誤解を与えないように、審査登録範囲を明記すること。
- (4) 製品カタログ等の説明書における適切な使用。
- (5) 名刺への使用。ただし、対象事業所またはプロジェクトの範囲の業務に従事する者のみが使用できるものとする。
- (6) 事業者の製品の輸送時の大箱等への印刷、貼り付け。ただし、以下の全ての条件を満たすものに限る。
 - ① ダンボール製の外装等で、通常、最終ユーザーの手に渡らないと考えられるもの。
 - ② 「(これは) 製品に与えられたシンボルではない」旨の明記。
- (7) 事業者は、認定シンボルを当センターの認証マーク、他の審査登録機関の登録シンボル、もしくは事業者のマークとともに使用する場合には、認定シンボルとは明らかに異なるように識別できる表示にしなければならない。

4. 2 認定シンボル使用上の制限

- (1) 認定シンボルを使用するにあたっては、当センターの認証マークと併用しなければならない。認定シンボルのみを単独での使用や、単独で使用しているとの誤解が生じる方法で使用してはならない。
- (2) 事業者は、製品や製品の包装に認定シンボルを表示してはならない。
- (3) 事業者は、製品の機能等が保証されたと誤解を与える可能性のある表現をしてはならない。
- (4) 事業者は、事業者そのものが認定されているとの誤解が生じる方法で認定シンボルを使用してはならない。
- (5) 事業者は、対象事業所またはプロジェクトの範囲外で認定シンボルを使用してはならない。
- (6) 試験所が行う試験・校正または検査・調査機関が行う検査・調査の報告書は、製品と見なされるため、認定シンボルをこれらの報告書に表示してはならない。

4. 3 認定シンボルの管理

- (1) 当センターより認定シンボルの清刷または電子データの提供をうけた事業者は、当該清刷の複製の保護ならびに漏洩防止のため、提供をうけた清刷または電子データの適切な管理をしなければならない。
- (2) 事業者が下請業者に認定シンボルの清刷または電子データの複製を提供する場合には、事業者は下請業者に対し、当該清刷または電子データ複製の保護及び漏洩防止のため、本規則を遵守するとともに適切な管理を行うよう要求しなければならない。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 18	12
制定日 : 2006. 4. 1				

4. 4 認定シンボルの表示

- (1) 事業者は、「JAB N410 の最新版」の表示方法にしたがい、認定シンボルを表示しなければならない。
- (2) 認定シンボルを縮小または拡大して表示する場合には、縮小または拡大後のロゴ部ならびに認定番号の比は、当センターにより与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。
- (3) 認定番号は、認定シンボルとともに必ず表示しなければならない。また、文字が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。
- (4) 認定シンボルを印刷物やウェブサイトを使用する際には、当センターが提供した認定シンボルの清刷または電子データの複製を使用しなければならない。
- (5) 認定シンボルは、当センターが提供した清刷を一体の状態で使用し、ロゴ部、認定番号を分解したり、個別に使用したり、また組み替えてはならない。
- (6) 認定シンボルの清刷の保存形式ならびに解像度は、当センターが提供した状態を維持し、他の保存形式に変更したり、また解像度を低めてはならない。
- (7) 認定シンボルを使用する際の色は、「JAB N410 の最新版」に規則しているとおり、ロゴ部の上部の図形の背景のみ基本色は青とし、青色に代えて、黒色、灰色、金色、銀色による表示も可とする。内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地とし、図形の下に「JAB」の文字及び認定番号は黒とする。

4. 5 認定シンボルの使用期間と使用停止

- (1) 事業者は、当センターの審査・検証を受けた事業所ならびにプロジェクトの当該年度に対してのみ、認定シンボルを使用することができる。
- (2) 事業者は、当センターの認定有効期間においてのみ認定シンボルを使用ことができ、当センターが認定一時停止または取消し、もしくは認定終了となった場合には、新たな認定シンボルの使用を禁止しなければならない。
- (3) 当センターが認定取り消しまたは認定終了となった場合には、事業者は、速やかに当該清刷ならびに電子データの複製を復帰し得ない形で完全に消去または廃棄しなければならない。下請負業者に清刷ならびに電子データの複製を提供している場合には、事業者は下請負業者に対して当該清刷ならびに電子データの複製を復帰し得ない形で完全に消去または廃棄するよう要求しなければならない。

5. 外部への公表、不適切な引用、不正行為等

- (1) 事業者は、審査・検証の結果や内容、ならびに認証マークや認定シンボルの不適切な表示や誤解をとまらう表現を行ってはならない。また、自らが表明したかしないかにかかわらず（他者による表明も含め）、不適切な使用や不正行為を発見した場合は、速やかに、当センターへ連絡し、協議の上、対応処置を講じなければならない。また、下記 a) に示す通り、顧客より不正行為が報告された際には、以下 b) から e) の対応処置を講じる。

a) 顧客から適時に不正行為の事例の申立てを受ける。

b) 顧客による処置の実施を検証する。

c) 顧客からの不正行為の事例申立ての報告、当会が実施した処置、及び顧客による処置の実施を検証した結果をそれぞれ適時に JAB に報告する。

d) 顧客からの申立てを調査し、判定に重大な影響を与えるような不正行為があったと判断された場合は、検証結果の取り下げ等の処置を適時に行う（参考：JIS Q 17021-1 9.6.5）。検証結果を取り下げた場合、当該情報を取り下げ後 1 年間又は当該顧客（個人の場合は除く）が新たに検証されたことが確認されるまでの間のいずれか短い期間公表する。

管理No. : GA	文書No. : 106	内外コミュニケーション規定	版数 : 18	13
制定日 : 2006. 4. 1				

e) 不正行為によって妥当性確認・検証を取り消された顧客に対しては、その後取消し事由を解消し再発防止が十分行われるまで、妥当性確認・検証を取り消した CAB のみならず、他の CAB も妥当性確認・検証の申請を受理しない。申請を受理しない期間は、通常 1 年間程度必要と想定される。ただし、実際にどの程度の期間が必要かは個別事例ごとに異なりうるため、具体的な期間設定は、申請を受理する CAB の判断による。なお、不正行為によって妥当性確認・検証を取り消された組織又は個人の申請を受理した場合、その情報を JAB に連絡する。

以上